

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第10条 本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/>

（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第11条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

- 2 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
硬質ポリ塩化ビニル管	φ 7 5 m m	1 3 0 m

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員等に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

また、監督員から、別途調達経費の状況について報告を求められた場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

- 5 本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314520/>

（仮設トイレの洋式化）

第12条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しな

なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第14条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第15条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第16条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

- 第17条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部
〇〇農林事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部
〇〇農林事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（週休2日交替制工事）

- 第18条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の確保に取り組む「週休2日交替制工事」の対象工事であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で週休2日交替制工事の取組を希望する場合は、契約後速やかに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 週休2日交替制工事を実施する場合は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日交替制工事であることを記載するものとし、実施要領記載の図を参考とする。

（見積施工歩掛実態調査）

第１９条 本工事のさく井工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

（暫定単価方式の試行）

第２０条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- ２ 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- ３ 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- ４ 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第２１条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

特記仕様書

1. 総則

1-1 適用範囲

この特記仕様書は、徳島県が発注する「R 8 徳耕 かん排 田野地区 暗渠排水他工事（企育）」に適用する。

1-2 目的

本工事は、かん排 田野地区 新設揚水機場における井戸施設を整備することにより、必要な用水の確保を図るものである。

1-3 工事場所

徳島県小松島市田野町

1-4 土地の立ち入り等

施設建設予定位置の土地に立ち入る時は、地権者への周知等を含めて事前に監督員と打ち合わせることを。

1-5 工事の概要

本工事の概要は以下のとおりである。

(1) 2号井さく井工事	1.0 式	新設整備
(2) 2号取水井戸ポンプ設置	1.0 基	新設整備
(3) 2号井取水配管工事	1.0 式	新設整備
(4) 2号井関係電気設備	1.0 式	新設整備
(5) 井戸ポンプ試運転調整	1.0 式	

1-7 工事の摘要

下記に示す整備内容は、本工事の範囲外とする。

- (1) 排水機場の水槽工事及び建屋工事
- (2) 仮締切工事及び水替工事
ただし、局部的な水替は請負者が行うものとする。
- (3) コンクリート建造物の箱抜き工事
ただし、差筋及び二次コンクリート工事、アンカーボルト等のモルタル充填は含むものとする。
- (4) 照明設備及び換気扇並びに配線工事（建築関係設備）
- (5) 責任分界点までの引込み外線工事

1-8 現場条件

(1) 関係機関との調整

関係者（地権者、受益者、関係官公署等）との協議を行うものとする。

1-9 提出書類

提出書類の部数は下記のとおりとする。

(1) 承認図書	提出部数	2部（A4サイズ）。
(2) 完成図書	提出部数	2部（A4サイズ）。
(3) その他協議資料等	監督職員の指示によるものとする。	

1-10 工事電力等

本工事に要する電力料金は、請負者の負担とする。

2. 設計仕様

2-1 設計一般

設計に当たっては関係する諸基準、規格を遵守し、十分検討を行い、環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2-2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は、下記基準によるものとする。

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| (1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| (2) 土地改良事業計画設計基準 (ポンプ場) | (農林水産省農村振興局) |
| (3) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省農村振興局) |
| (4) 電気設備計画設計技術指針 (高低圧編) | (農林水産省農村振興局) |
| (5) 水管理制御方式技術指針 (ポンプ場編, 畑地かんがい編) | (農林水産省農村振興局) |
| (6) 日本工業規格 (JIS) | (日本規格協会) |
| (7) 電気規格調査会標準規格 (JEC) | (電気学会) |
| (8) 日本電機工業会標準規格 (JEM) | (日本電気工業会) |
| (9) 労働安全衛生規則 | |
| (10) さく井工事施工指針 | (一社 全国さく井協会) |
| (11) その他関係法規, 条例等 | |

2-3 さく井工

(1) 2号井さく井

- 掘さく口径 : $\phi 425$
掘さく深度 : $L=10.0\text{m}$
ケーシングパイプ : SUS304、 $\phi 250\text{A}$ 、上部 $L=2.20\text{m}$ 、下部 $L=4.30\text{m}$ (底蓋付)
上部 $D=267.4\text{mm}$ 、 $t=6.5\text{mm}$ 、上端(滑り止付)下端(ベベル加工)
下部 $D=267.4\text{mm}$ 、 $t=6.5\text{mm}$ 、上端(滑り止付)下端(底蓋付加工)
底蓋 スリット形
スクリーン : 補強リング付巻線形スクリーン 250A 、 $L=3.00\text{m}$ (有効長)、 3.50m (全長)
スロットサイズ 2.0mm 、開口率 46% 、上端(滑り止付)下端(ベベル加工)

(2) 掘削

- 掘削は、その地盤に適した方法により施工し、掘削中は、絶えず泥水を循環又は充満させる。
- 地表部の陥没等防止及び掘削の安全確保のために孔口保護管(コンダクターパイプ)を設置し、その深度は地質状況により監督員と協議のうえ決定すること。
- 掘削孔径は、ケーシング径 250A の場合掘削孔径 400mm とする。
- ケーシング挿入の安全を確保する必要があるときは、挿入実験前に傾斜測定又はガイド管(10m 以上)の降下試験を行う。
- 掘削泥水の管理を適切に行い、逸泥、湧水等による孔壁の崩壊防止に努め、泥水管理記録(比重、粘性当)を作成すること。また、周囲への泥水の散逸は絶対に避けること。
- 地質資料は地質が変化するたびに採取し、標本箱に収納すること。
- 所定の深度まで掘削後、監督員立会いのもと深度検尺を行い、承認を受けること。

(3) 孔内検層

- 孔内検層は電気検層を行う。
- 電気検層は比重抵抗測定法とし、掘削完了後、ケーシング降下前に行うこと。
- 測定は連続測定とし、正確に測定すること。
- 測定に使用する機器はあらかじめ校正を行ったものを使用すること。
- 測定は、深度 0.5m ごとに行い、電極間隔は掘削孔径とほぼ同じ長さ及びその2～4倍の長さの2種類について行う。
- 電気検層結果ならびに掘削記録に基づいてケーシングプログラムを作成し、監督員の承認を受けるものとする。

(4) ケーシング

- ケーシングに使用する管材は、ステンレス管とする。
- 接合方法は、溶接接合とし管相互の芯ずれを生じないように接合する。
- ケーシングには、砂利充てん完了まで吊り下げ状態を維持し、片寄りの防止を図る。

(5) スクリーン

- 1) スクリーンは、ストレーナー開口率40%程度、確保する。
- 2) スクリーンの据付位置は、さく井掘削完了後、電気検層結果及び地質等を確認し、発注者と充分協議の上決定する。
- 3) スクリーンは、採水層の状態により分割して設置してもよい。

(6) 砂利充填

- 1) 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するのを防ぐため、砂利充てんを行う。
- 2) 砂利は精選砂利を用い、孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲への確実な充てんを図る。砂利サイズは、帯水層の粒度分布がある場合は平均粒径の5倍程度を目安とし、ない場合は地域の実積等を参考に決定する。

(7) 遮水

- 1) 汚水の浸入を防止するため、充てん砂利の上部は、ポンプ揚水し、水量を確認後、粘土遮水を施すものとする。

(8) 仕上げ

- 1) 仕上げは、井内洗浄を十分行った後、スワッピング法により孔壁の泥の除去を行う。
- 2) スワッピングは、採水層の細砂を、スクリーンを通じて井内に排出させ、スクリーン周囲の充てん砂利が安定した状態になるまで繰り返す。
- 3) 井底に沈殿した細砂類は、さらい揚げる。

(9) 産業廃棄物処理

- 1) 本工事で発生する建設廃材は、次の場所に搬出・処理する費用を見込んでいる。
 - ・建設汚泥
受入場所： 阿波バラス(株) 吉野川市山川町堤外128-3
営業時間： 8:00～17:00(8時間)
運搬距離： 42.0 km (汚泥吸排車運搬)
- 2) やむを得ず他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議し変更することができる。

(10) 揚水試験

揚水試験は、予備揚水試験、段階揚水試験を行う。

なお、揚水量の測定方法はJIS B 8302（ポンプ吐出し量測定方法）に定める方法によるものとする。

- 1) 予備揚水試験は、泥水を十分に排出したうえでを行い、最大揚水量を求めるものとする。
- 2) 段階揚水試験は、段階的に揚水量を増量して行き、限界及び適正揚水量を求めるものとする。
 - (ア) 初段階の揚水量は、最大揚水量の1/7～1/8の量で行い、次段階以降の揚水量は、均等量を逐次加算して行う。
 - (イ) 各段階の揚水試験の継続時間は、10分ごとの井内測定水位の変化量が10mm以下となるまで行うものとし、最大1時間とする。

(11) 水質試験

水質試験は、公立の保健所、試験所又は認定の試験所にて実施するものとする。

水質検査基準は、以下のとおり。

- 1) 農業用水の要望水質(9項目)
- 2) 汚濁程度別濃度分級
- 3) 施設栽培用かんがい水の塩類濃度に関する簡易水質判断

(12) 報告書

- 1) 地質標本は、掘削中、地質の変化があるごとにその地層のサンプルとして採取したものをプラスチック製容器に密閉し、地質標本ケースに整理して、1組提出する。
- 2) 地質柱状図は、標本採取時の資料をもとに、比例尺で作成した地質柱状図に電気検層図、井戸構造図（スクリーンのスロットサイズ、充てん砂利深度、遮水深度、スクリーン深度、ケーシング接合深度、セントラライザ深度等）を併記したものを作成し、提出する。

(13) 施工管理

1) 主任技術者等の資格

請負者は工事施工にあたり、主任技術者及び現場代理人を定め本人の経歴書を添えて届出なければならない。必要資格としては、さく井技術者を保有すること。

2) 工事写真

請負者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、『工事記録写真帳』を提出すること。

撮影箇所、頻度等あらかじめ撮影管理基準を定め、施工計画書に記載することにより監督員の承諾を得ること。

写真帳の見開き各ページの左上に、必ず案内図を添付し、撮影方向などを矢印、番号等で記入すること。一連の作業は同じ方向から撮影するなど工夫してまとめること。

監督員の立ち会いが必要な項目があるので、あらかじめ協議しておき、撮り逃しのないよう努めること。

2-4 井戸ポンプ設置工・取水配管工・電気設備工

(1) 2号取水井戸ポンプ

本ポンプは深井戸内に設置したポンプにより取水し、貯水槽へ揚水するためのものである。

1) 品名 2号取水井戸ポンプ

2) 仕様

ポンプ	ポンプ形式	深井戸用水中ポンプ
	口径	40mm
	吐出量	0.197m ³ /min
	全揚程	9m
	回転数	3350min ⁻¹
	液質	河川水
	電動機出力	1.5kw
	F規格	JIS8324
電動機	台数	1台
	形式	深井戸用水中キャンドモータ
	電力	1.5kw
	電圧	200V
	周波数	60Hz
	極数	2P
	回転数	3350min ⁻¹ (同期)
	起動方式	直入れ
電動機	台数	1台

3) 数量 1 台

4) 構造

a) 駆動装置

ポンプはモータと同一軸を有する一体構造のもので、モータは深井戸用水中キャンドモータを使用する。

b) ポンプ本体

① ポンプに使用する電動機は、深井戸用水中キャンドモータとする。

② ケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度ならびに腐蝕・摩耗を考慮した良質の铸铁製品とする。

③ 羽根車は固形物の詰り難い構造とし、効率の良い形状のものとする。

④ 主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振り振動対しても十分な強度を有する。

⑤ 軸封部には、オイルシールを用い運転中、停止中を問わず異物が電動機に侵入しにくい構造とする。

⑥ ポンプ選定は吐出量・全揚程・軸動力値を満足し本施設に支障の出ない機器を発注者の承諾後に納品するものとする。

- 5) 主要部材質
 a) ケーシング : FC200 または同等品以上
 b) 羽 根 車 : CAC406 または同等品以上
 c) 主 軸 : SUS304 または同等品以上
- 6) 付属品(1台につき)
 a) 冷却用スリーブ 1式(φ200×667L×1.5kw)
 b) 基礎ボルト、ナット 1式
 c) その他必要なもの 1式

(2) 2号井取水配管工

1) 品名

	品名	規格	数量
1	揚水管両F型ステンレス鋼管	40A×14K×2000L	3本
2	揚水管両F型ステンレス鋼管	40A×14K×240L	1本
3	吐出管両F型ステンレス曲管	40A×10K×700L×10K×100L	1本
4	吐出管両F型ステンレス異径曲管	40A×10K×1302L×80A×10K×200L	1本
5	揚水管両F型フランジ曲管(空気弁付)	40A×14K×110L×10K×65L	1本
6	逆止弁(スイング式)	40A×10K×150L	1台
7	仕切弁(外ネジ式)	40A×10K×165L	1台
8	ポンプ台板	□450×t19	1式

接続方法や詳細については、別添図面「2号井詳細図」を参照すること。

(3) 2号井関係電気設備工

電気設備工については、別工事との調整を必要とする。
 本工事については、別工事によるポンプ制御盤から2号井井戸ポンプの電源線及び制御ケーブル、また水中電極に係る制御ケーブルの敷設を予定している。
 詳細については、別添図面「2号揚水機場 電気設備計画一般図」・「計装フロー図」・「2号揚水機場 電気設備アイソメ図」を参照すること。

(4) 塗装仕様

- 塗装仕様は、下記要領を標準とする。
- 1) 塗装に先立ち塗装面は充分に下地処理を行ない、錆・黒皮・塵・油類・その他付着物を完全に除去するものとする。
 - 2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。
 - 3) 現場塗装は原則として、補修及びタッチアップのみとする。
 現地接合部の塗装は、工場塗装と同種類の塗装とするが刷毛塗りが原則である。

(5) 疑義

設計に当たり本仕様書及び設計図書に疑義を生じた場合は、直ちに監督員と協議し、指示を得なければならない。

(6) 施工条件

工程制限

- 1) 工種
 該当無し
- 2) 部分引渡し
 該当無し
- 3) 完了受渡し
 別途協議によるが、完成検査の合格後とする。

(7) 仮設

- 1) 任意仮設
 特になし

(8) 貸与する施設等

該当なし

(9) 外注品

J I S又はその他関係する規格、規準に合格したものとする。

(10) 機械設備据付工事・配管工・電気設備

1) 一般事項

a) 本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い、本仕様書及び設計図書に基づき、関係法令、規定、基準に準拠し、責任を持って施工のしなければならない。さらに作業の安全及び通行人等第三者への災害防止等についても十分に配慮し、安全対策を講じなければならない。

b) 検測又は確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならないが、監督員と協議によるものとする。

7) 工場検査(本工事においては、単体部品が対象のため性能証明書等の提出により確認する。)

- ・ 対象工種 2号取水井戸ポンプ

1) 現地検査

- ・ 材料検査
- ・ 据付・撤去状況
- ・ 運転時

(運転時の検測、確認は8-2(3)も参照)

c) 安全施設

破損した場合は、請負者において同等に復旧しなければならない。

d) 輸送

各機器の輸送と保管は、積載超過運搬を防止変換や破損等のないよう荷造を行い、各機器の名称等記入し、荷卸し後他の工事業者と混同しないように処置をしなければならない。

e) 配管の接合

配管の接合は漏水がないように正確・確実に行うと共に、配管の固定は、堅ろうに取り付けること。

f) 据付

据付に当っては厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないように正確に据付なければならない。また、据付の詳細については、施工図を提出のうえ、監督員の指示を受けること。

(11) 施工管理

1) 施工管理

請負者は、農林水産省施設機械工事等施工管理基準(令和4年度)及び徳島県農林土木工事施工管理基準(案)(平成28年10月)に準拠し、施工管理するものとする。

2) 写真管理基準

a) 一般事項

工事の施工順序に従い、必要に応じ又は監督職員の指示によって記録写真を整理し、工事の完了後又は必要なつど提出しなければならない。埋設される箇所等後日確認できなくなる箇所については、次の工程に移る段階で監督職員に提出し確認を得るものとする。

b) 撮影基準

撮影に当たっては、構造物等の種類、位置、番号等を明示する黒板を立て、ポール、スケール等によって位置・寸法等を表示するものとする。

c) 試運転

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験及び機場全体の総合試運転まで行い、支障がないか確認する。

異常がある場合、監督員と協議することとする。

3. 定めなき事項

3-1 定めなき事項

(1) 本特記仕様書に明示されていない事項については別途協議するものとする。

(2) 施工上やむを得設計変更を要する場合は、あらかじめ監督員の承認を受け数量を確認しておかなければならない。
ただし仕様書、設計書、図面に明示がなくとも施工上欠くことのできない些少な材料、作業等は請負者の負担とする。